

住宅の耐震診断を受診してみませんか？

この町では、南海地震に備え、木造住宅の安全性の向上を図り地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、木造住宅耐震診断事業を実施します。

診断方法

申込者の住宅を診断員が訪問し、申込者の立ち会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口(開口部)から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。

対象となる住宅

町内に所在し、次の要件を満たす木造住宅が対象となります。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された建物で昭和57年1月1日までに竣工した階数が2階以下の建物
- ②併用住宅においては、居住の用に供されている部分があるもの
- ③枠組壁工法または丸太組工法によって建築されたもの以外のもの

④大臣等の特別な認定を得た工法によって建築されたものの以外のも

※プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法、鉄骨などを含む混構造の住宅は対象外です。

診断を受けることができる方に町内に居住し、対象となる住宅の所有者で町税などの滞納がない方が対象となります。

※申込者については、町税などの納税状況について調査をさせていただきます。

診断費用

個人負担金として3千円

(1棟あたり)必要です。

募集戸数

申込件数が定数(平成18年中100戸)に達するまで、随時受け付けいたします。

必要書類

総務課、各総合支所・出張所で配付の申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。

注意事項

①耐震診断のため派遣する宅

耐震診断士は、1級、2級及び木造建築士で、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県へ登録されている者です。

②派遣された診断士は、耐震診断のみを行います。診断以外の「耐震補強計画」や「補強設計」などは行いません。

③本事業は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務づけるものではありません。

④この事業による診断は、大規模な地震に対して、住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

⑤町から耐震診断について各家庭に訪問・電話などにより勧誘をすることはありません。

問い合わせ・申込

総務課

☎ 893-11113

吾北総合支所地域振興課

☎ 867-2314

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

一般住宅にも

住宅用防災(火災)警報器の設置が義務付けられました!!

火災からかけがえのない生命を守るため、消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、すべての一般住宅にも『住宅用防災(火災)警報器』の設置が義務付けられました。

設置基準

○新築住宅：平成18年6月1日から設置が義務付けされます。

○既存住宅：平成23年5月31日までに設置が必要です。

設置場所

すべての就寝の用(寝室)に設置が必要です。

①平屋建ての場合：寝室のみ設置

②2階建て住宅の場合：2階に寝室がある場合は、寝室と2階の階段に設置

③3階建て住宅の場合：1階に寝室がある場合は、寝室と3階の階段に設置

1階及び3階または3階に寝室がある場合は、寝室と

1階及び3階の階段に設置

④上記①～③に該当しない階で、7平方メートル以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下がない場合は階段)に設置

※警報器は、寝室の数に応じて設置が必要です。

基準の特例

消防法令の想定していないような高性能で特殊な警報器や消火設備などが設置されている場合や、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する住宅用警報器等またはこれに類する機器が設置されている等の場合においては、適用が除外されます。

(適用除外とする場合は、事前に仁淀消防本部予防係に相談してください。)

悪質な訪問販売には、注意してください!!

消防署員が住宅用防災(火災)警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。

問い合わせ

仁淀消防本部予防係

☎ 893-3221

全国フリーダイヤル

0120-565-911